

新型コロナウイルス感染拡大防止のための九州龍谷短期大学行動指針（令和4年12月15日改定）

ステージ	対象者	学生			教職員				学外者	
	判断基準	授業	学生の入構	課外活動（サークル・ボランティア活動）	教育・研究活動等	事務業務	会議	教職員の出張	学外者の入構	施設貸与
V	国の緊急事態宣言などにより、国や自治体による一斉休校の要請が行われた場合、または学生及び教職員の中でクラスター感染の発生がある場合など	オンライン授業のみ実施（教員も自宅等からのみ可）	入構禁止	全面活動禁止	オンラインでのディスカッションのみ可、対面による講演会や研究会の開催・参加の禁止（オンラインのみ可）、在宅での教育・研究活動	保健所・文科省への報告（学内でクラスターが発生した場合） 在宅勤務 施設管理要員のみ出勤 校医（武田内科医院）への連絡	オンライン会議のみ実施（自宅等からのみ可）	全ての出張を原則禁止	入構禁止	貸与不可
					オンラインでのディスカッションのみ可、対面による講演会や研究会の開催・参加の禁止（オンラインのみ可）、在宅での教育・研究活動の推奨	出勤者数の制限 在宅勤務の推奨 校医（武田内科医院）への連絡	オンライン会議のみ実施	不要不急の出張の原則禁止		
IV	佐賀県または福岡県において、緊急事態宣言が発出	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、対面とオンラインを併用して授業を行います。なお、オンライン授業への移行が可能な科目は、オンライン授業への移行を推進します。	対面授業の受講及び各種手続きの為の入構のみ認める。	許可した課外活動のみ可（但し、滞在時間は最小とする）	オンラインでのディスカッション推奨、オンラインによる講演会や研究会の開催・参加推奨、在宅での教育・研究活動の推奨				原則、入構禁止 許可者のみ入構可 入構した場合、滞在時間は最小とする	原則、貸与不可 許可者のみ利用可 但し、滞在時間は最小とする
III	佐賀県または福岡県において、隣県への往来自粛要請が発出 長崎県または大分県または熊本県で緊急事態宣言が発出	感染拡大防止に十分な配慮をしたうえで、対面とオンラインを併用して授業を行います。	感染防止に留意して、入構を認める。	感染リスクの高い活動に関しては、活動自粛要請	必要最低限の教育・研究活動の継続及び講演会や研究会の開催・参加	感染防止に留意して、通常通りの勤務を行う	感染防止に留意して、対面会議を実施	感染防止に留意して、流行地域への出張を注意	許可者のみ入構可	許可者のみ利用可
II	佐賀県または福岡県において、感染者の漸増			感染防止に留意して、活動	感染防止に留意して、教育・研究活動を実施					
I	佐賀県または福岡県において、感染者の散発的発生及び医療体制に特段の支障がない段階(国の示すステージI)	感染防止に留意して、通常通り実施							感染防止に留意して、入構を認める	感染防止に留意して、貸与許可

※この行動指針は今後の状況に応じて変更することがあります。